

支援・サービスの紹介

1. 相談したい

	内容	お問い合わせ先
① 半田市包括支援センター	高齢者の生活上の困り事や介護に関する各種相談を受けます。	23-8144
② 高齢介護課	高齢者福祉全般や介護保険に関する窓口です。	84-0648（高齢介護課）
③ 認知症初期集中支援チーム	認知症と思われる方が病院や介護サービスを利用していない際に、専門家のチームがその方に適した方法でサポートします。	84-0662（健康課）
④ ケアマネジャー	利用者の希望や心身の状態に合ったサービスが利用できるように案内する介護保険サービスの窓口役です。	別冊のリストをご覧ください

2. 医療を受けたい

	内容	お問い合わせ先
① かかりつけ医	認知症について医師へ相談したい時はまずご自身のかかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医のいない方は、裏表紙のリストをご参照ください。	裏表紙のリストをご覧ください
② 認知症対応医療機関		
③ かかりつけ薬局	服薬管理や薬の説明・指導を行います。	かかりつけ薬局にご相談ください
④ 国立長寿医療研究センター	認知症の専門外来がある医療機関です。かかりつけ医からの紹介による受診をお勧めします。	0562-46-2547

3. 社会参加したい

	内容	お問い合わせ先
① 福祉センター・地域ふれあい施設	サロンや各種講座、レクリエーション等を行っており交流と憩いの場として誰でも利用できます。	（福祉センター）  （地域ふれあい施設） 
② 老人クラブ	地域の子どもたちとの交流、交差点での交通安全活動、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動などを行っています。	84-2324 （半田市社会福祉協議会）
③ 健康体操同好会	公民館などで健康体操を行い仲間と共に健康づくり、体力づくりを目指す会です。 ※健康課で「健康体操同好会一覧表」を配布しています。	84-0662 （健康課） 
④ 地域のサロン等	特定の趣味が無くても、気軽に交流できる地域の通いの場です。	84-0662 （健康課） 
⑤ プラチナカフェ（認知症カフェ）	認知症の方と家族や地域の人々が、お茶を飲みながら気軽に交流や息抜きができる場所です。 ※健康課で「プラチナカフェめぐりマップ（一覧表）」を配布しています。	84-0662 （健康課） 

4. 見守り支援		内容	お問い合わせ先
①	eフレイルナビ	ひとり暮らし高齢者の方で、要介護認定を受けていない方を対象に、電力使用量のデータからフレイルリスクを把握し、必要時保健師等の訪問により早期に介入・支援します。	84-0662（健康課）
②	新聞配達等見守り	新聞配達店などが業務中に高齢者等の異変を察知した場合に、市へ連絡いただくことによる地域の見守り支援です。	84-0641（地域福祉課）
③	緊急通報装置の貸与 ※訪問調査のうえ利用決定	虚弱な高齢者が急病等の緊急事態を通報する装置を貸与し24時間体制の緊急対応サービスを行います。	84-0648（高齢介護課）
④	認知症高齢者搜索機器の貸与	認知症により行方不明になるおそれのある高齢者の親族等に対し、行方不明発生時の搜索が効率的に行える発信機を貸与します。	
⑤	高齢者見守りメール (行方不明・見守り SOSネットワーク)	高齢者が行方不明になった際に、地域のみなさんの協力を得て早期に発見するための取組みです。行方不明になった方の情報をメール配信し、搜索や目撃情報の提供に協力を求めます。	
⑥	認知症高齢者等個人賠償責任保険	認知症状等がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて保険に加入できます。	84-0662（健康課）

5. 日常生活の手助け		内容	お問い合わせ先
①	半田市シルバー人材センター	概ね60歳以上の会員が、草刈りや家事などの支援を行います。	22-8736
②	地域ささえあい活動事業 (ちょいサボ)	高齢者や障がいの方などを対象に「簡単な買い物や掃除、傾聴など」ちょっとした困りごとをサポートします。	25-0002 (ボランティア地域 ささえあいセンター)
③	民間配食サービス	誰でも利用でき、栄養バランスの良い弁当を宅配してくれるサービスです。	※紹介のみ 84-0648（高齢介護課） 23-8144 (半田市包括支援センター)
④	市配食サービス ※訪問調査のうえ利用決定	買い物や食事の調理が困難で、低栄養状態の改善が必要と認められる高齢者世帯へ昼食を宅配します。	84-0648（高齢介護課）
⑤	外出支援サービス	介助なしに外出することができない高齢者に、外出する際のタクシー料金の一部を助成します。	
⑥	市訪問収集サービス ※訪問調査のうえ利用決定	家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等に対して戸別訪問でごみ収集を行います。	84-0648（高齢介護課） 23-3567（環境課）
⑦	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や精神・知的障がい者の方の福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などに関する相談やお手伝いをし、日常生活を支援します。	23-7361 (半田市社会福祉協議会)
⑧	成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分な方の権利と財産を守る目的で、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人に代わって契約や金銭・財産の管理などの支援を行う制度です。	0562-39-3770 (知多地域権利擁護支援 センター)

6. 家族への支援		内容	お問い合わせ先
①	ご家族応援プロジェクト ～認知症になっても住み慣れた半田で暮らし続ける～	初期～中期の認知症の方を介護している家族を対象とした仲間づくりと介護の知識を得る講座です。	84-0662（健康課）
②	認知症介護家族交流会	認知症の方を介護する家族が集まり、介護にまつわる相談や悩みなどを気軽に話せる交流会です。	84-0662（健康課）
③	プラチナカフェ (認知症カフェ)	認知症の方とその家族や地域住民が、お茶を飲みながら、気軽に交流や息抜きができる場所です。	9ページ「3. 社会参加したい」 ⑤プラチナ（認知症）カフェを参照ください。

以下のサービスを利用するには、一部を除き、基本チェックリストに該当するか、介護保険を申請し、要支援または要介護認定を受ける必要があります。
詳しくは、ホームページまたは別冊「みんなで支える介護保険」をご覧ください。直接、高齢介護課へお問い合わせください。



(マークの説明)
☆介護予防・生活支援サービス：基本チェックリストを受け、生活機能の低下がみられた方（事業対象者）、または介護保険の申請を行い、要支援の認定を受けた方が対象です。
★介護保険サービス：介護認定を受けた方が対象です。
高齢介護課での申請が必要で、要介護認定（調査～判定）を経て、1か月程度で結果が通知されます。

7. 住み慣れた自宅で過ごす

生活する環境を整える		
①	★福祉用具貸与 (※事業対象者は除く)	手すり、歩行補助杖、歩行器などの介護に必要な福祉用具を貸し出します。 借りられる福祉用具の種類は決められており、要介護度によって利用できる用具が異なります。
訪問を受けて利用する		
②	☆訪問型サービスA	介護事業所のヘルパーにより、身の回りの生活支援を受けられます。
③	☆訪問型サービスB	ボランティアの人に自宅を訪問してもらい、ごみ捨てなどの簡易な生活支援を受けられます。
④	★訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、日常生活における身体介護や生活援助を受けられます。
⑤	★訪問看護	看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理を受けられます。
⑥	★訪問リハビリテーション	リハビリの専門職に自宅を訪問してもらい、自宅でリハビリを受けられます。
施設に通って利用する		
⑦	☆通所型サービスA	介護事業所の専門職が機能訓練、レクリエーション、食事、入浴のうち2種類のサービスを日帰りで受けられます。
⑧	☆通所型サービスB	公民館などの通いの場で、地域の方と一緒に体操やレクリエーションなどを行うことができます。⇒健康課へお問い合わせください。
⑨	☆通所型サービスC	専門職により、運動機能向上を目的とした短期間のプログラムを受けられます。
⑩	★通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。 ※「認知症対応型通所介護」という、認知症と診断された方を対象とする施設もあります。
⑪	★通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、リハビリを日帰りで受けられます。
通い・訪問・泊りなど複合的なサービス		
⑫	★小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護のみ)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
⑬	★看護小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
短期間施設に泊まる		
⑭	★短期入所生活介護 (ショートステイ)	施設へ短期間入所して、食事や入浴などの介護や機能訓練などを受けられます。 介護者の休息や将来の入所を念頭に施設に慣れる等の目的で利用します。

8. 安心して自分らしく暮らす

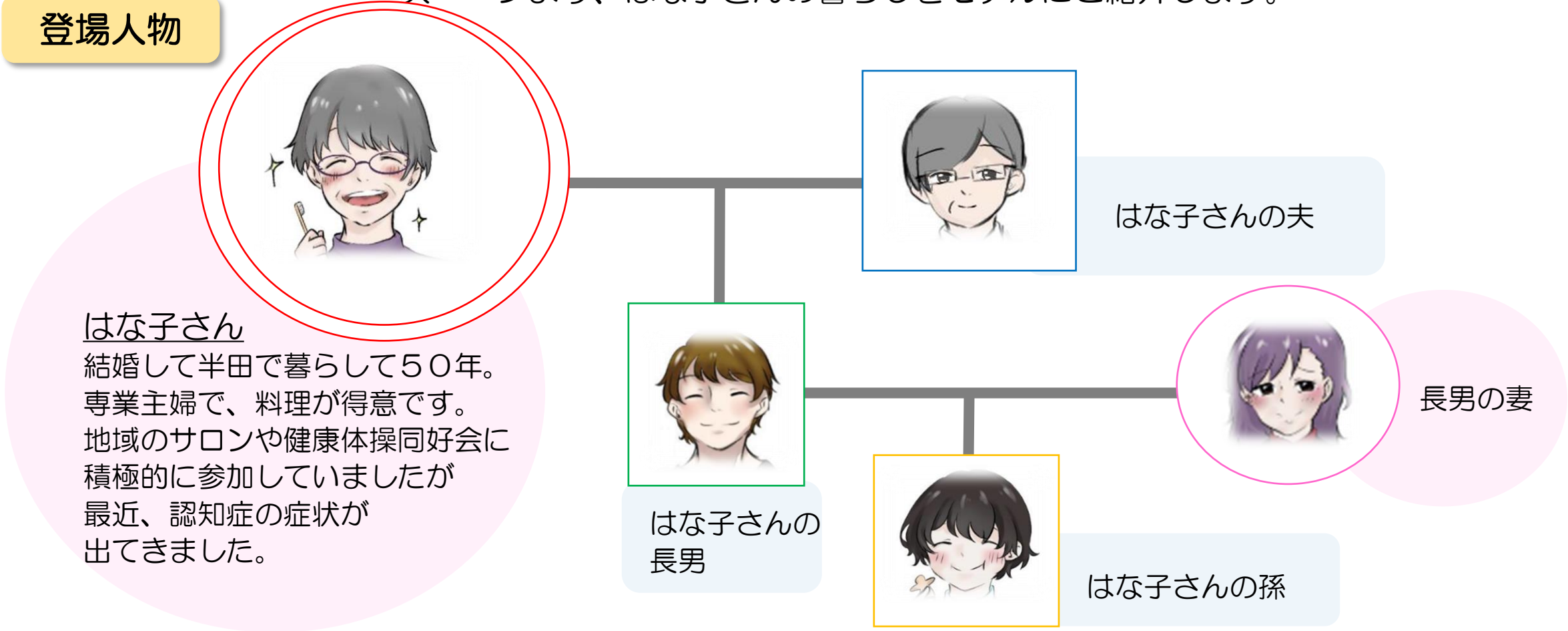
※施設の利用条件は施設により異なります

①	ケアハウス (軽費老人ホーム)	家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活できない60歳以上の方が対象で、食事等のサービス提供を受けながら共同生活する施設です。
②	サービス付き高齢者 向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯向けのバリアフリー構造の賃貸住宅です。生活相談や健康管理等のサービス、生活支援のサポートを受けられます。 (入所できる身体状況は施設によって異なります)
③	有料老人ホーム	高齢者の方が食事や健康管理等のサービスを受けながら生活する施設です。 (入所できる身体状況は施設によって異なります)
④	★グループホーム	認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。 (半田市の住民であり、要支援2、要介護1～5の方)
⑤	★介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。 3か月をめぐりに在宅復帰を目指す施設です。 (要介護1～5の方)
⑥	★特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が入所する施設です。 食事や入浴などの介護や、健康管理などが受けられます。 (要介護3～5の方)

認知症の進行と、家族など介護者の対応

認知症の進行に伴い色々な困りごとが出てくる場合があります。
認知症がどのような経過をたどるのか、そのときご本人はどう思っているのか、
また、そのとき家族などの介護者はどのような対応をすると良いのか・・・。
次ページより、はな子さんの暮らしをモデルにご紹介します。

登場人物



ページの見方

認知症の進行

こんなときに使える
支援・サービス

○この時期の特徴

はな子さんの様子

はな子さんの
言葉や気持ち



家族・介護者の
言葉、気持ち



はな子さんの
言動の理由

介護者の
対応方法等

- ☆：介護予防・生活支援サービス
基本チェックリスト該当者（事業対象者）
または要支援認定を持つ方が利用可
- ★：介護保険サービス
要支援・要介護認定を受けた方が利用可
- マークなし：どなたでも利用可